

31年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R1.7.25	R1.8.1	東京都市計画運河 古川の計画区域線の開示(住所：東京都港区〇〇)	1	1														—	都市整備局 都市基盤部 調整課
2	R1.6.4	R1.8.2	(1) 三田三・四丁目地区市街地再開発組合の審査委員氏名等届出書について(港区) (2) 三田三・四丁目地区市街地再開発組合理事長氏名等届出書について (3) 三田三・四丁目地区市街地再開発組合の設立認可に関するプレス発表について (4) 三田三・四丁目地区市街地再開発組合の設立認可について (5) 三田三・四丁目地区市街地再開発組合の設立認可に係る事業計画の縦覧依頼及び意見照会について	※		1													<p>(7条第2号) 個人の氏名、法人名及びその住所、生年月日、本籍地・住所、学歴・職歴・資格、勤務・業務実績、所属及び役職、顔貌等、個人が識別できる情報(ただし、理事長の氏名及び住所は除く。)は、個人に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 添付されている書類のうち、氏名、住所、生年月日などの個人に関する情報、不動産登記簿、印鑑登録証明書、所有権又は借地権の状況が識別できる情報、未登記借地権の内容や種類等に関する情報、借地権の目的となる宅地の位置図は、個人に関する情報又は個人の財産に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条第3号) 審査委員の氏名、住所及び職業並びに準備組合から承継する債権債務、財産及び契約等の内容、指定金融機関名及び借入金の借入額・借入方法・利率・償還方法の内容、平成30年度 収支予算(案)の内容、審査委員報酬額、総会及び理事会の出席者名、所属、議長及び議事録署名人の氏名、並びに再開発事業マニュアルチェック表事業計画にある工事坪単価、支出金額及び予備費、並びに資力信用審査表のうち、有利子負債比率、利払能力(資金状況)、割引譲渡手形及び支払利息・割引料、並びに運営体制表における設計者名、税務会計コンサルタント名、顧問弁護士名、事務局担当名及び事業コンサルタント等名、並びに事業計画書のうち、(2)支出金明細、(3)資金調達計画及び(4)補助金算出根拠は、市街地再開発組合及び法人の事業に関する内部情報であり、公にすることで事業運営上の地位が損なわれると認められるため また、添付されている書類のうち、会社名、住所、代表者名などの法人に関する情報、不動産登記簿、当該法人を管轄する法務局に関する情報、所有権又は借地権の状況が識別できる情報、未登記借地権の内容や種類等に関する情報、借地権の目的となる宅地の位置図は、市街地再開発組合及び当該法人の事業及び財産管理に関する内部情報であり、公にすることで事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条第4号) 総会の議長及び議事録署名人の署名、印影、理事長の印影は、個人に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため 総会及び理事会の議長及び議事録署名人の署名及び印影、組合及び理事長の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条第6号) 資力信用調査レポートは、公にしないことを前提として得た情報であり、公にすることにより、都の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局市街地整備部再開発課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
3	R1.6.4	R1.8.2	港区「三田三・四丁目地区市街地再開発事業」に係る一切の資料（準備組合設立、都市計画決定も含む）					1											当該公文書は、東京都文書管理規則第2条第17号に規定する資料文書に該当し、準備組合の設立及び港区による都市計画決定（平成29年9月）が行われた後は、事務の遂行上必要な期間が終了したものと、保存期間の満了により廃棄している。 このため、開示請求に係る公文書について、実施機関では既に廃棄しており、現在は存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
4	R1.8.1	R1.8.5	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和元年7月31日現在）	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設業課
5	R1.8.1	R1.8.5	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書各一式（平成28年7月10日・平成30年9月21日許可） ・変更届出書一式（平成30年8月28日受付） ・決算変更届出書各一式（第58・59・60・61・62期）	170	1								1						（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
6	R1.8.1	R1.8.5	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成28年12月5日許可） ・決算変更届出書各一式（第41・42・43・44・45期）	138	1								1						（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
7	R1.8.1	R1.8.5	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成29年2月24日許可） ・決算変更届出書各一式（第40・41・42・43・44期）	143	1								1						（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
8	R1.7.30	R1.8.5	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和元年7月16日から令和元年7月29日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
9	R1.8.5	R1.8.6	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成28年12月10日許可）	15	1								1						（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
10	R1.7.5	R1.8.7	特定建築者の募集要領（東京都市計画事業大橋地区第二種市街地再開発事業（1-1棟）別紙6「大橋地区1-1棟に係る特定建築者の業務に関する基本協定書（案）」	8	1														—	都市整備局市街地整備部再開発課
11	R1.7.5	R1.8.7	（1）大橋地区第二種市街地再開発事業1-1棟建築敷地の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書 （2）大橋地区1-1棟に係る特定建築者の業務に関する基本協定書 （3）大橋地区1-1棟に係る特定建築者の業務に関する基本協定書の変更について （4）大橋地区1-1棟に係る特定建築者の業務に関する基本協定書の変更（第2回）について （5）大橋地区1-1棟に係る特定建築者の業務に関する基本協定書の変更（第3回）について	20	1								1						（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課
12	R1.6.13	R1.8.8	選手村 敷地譲渡契約上のスライド条項のスキーム案について	1	1														—	都市整備局市街地整備部再開発課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
13	R1.8.1	R1.8.8	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和元年8月1日現在）	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設業課
14	R1.6.12	R1.8.9	(1) 敷地譲渡契約書（晴海五丁目西地区5-3街区） (2) 敷地譲渡契約書（晴海五丁目西地区5-4街区） (3) 敷地譲渡契約書（晴海五丁目西地区5-5街区） (4) 敷地譲渡契約書（晴海五丁目西地区5-6街区） (5) 敷地譲渡契約書（晴海五丁目西地区5-7街区） (6) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の敷地譲渡契約の締結について（協議）（28都市整再第516号） (7) 敷地譲渡契約書（晴海五丁目西地区5-5街区及び5-6街区）第22条に基づく協議について（回答）（30都市整再第563号） (8) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業（5-4街区・5-5街区・5-6街区）の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書 (9) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業（5-4街区・5-5街区・5-6街区）の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書の締結について（協議）（31都市整再第107号） (10) 敷地譲渡契約書（晴海五丁目西地区5-3街区、5-4街区、5-5街区及び5-6街区）における特定施設建築物の完了公告について（回答）（31都市整再第141号） (11) 晴海五丁目西地区5-3街区及び晴海五丁目西地区5-4街区の完了公告の取扱い等に関する覚書 (12) 晴海五丁目西地区5-5街区及び晴海五丁目西地区5-6街区の完了公告の取扱い等に関する覚書 (13) 晴海五丁目西地区（5-3街区、5-4街区、5-5街区及び5-6街区）の完了公告の取扱い等に関する覚書の締結について（回答）	※	1														(7条3号) 契約保証金の充当金額の各構成会社への配分額並びにグループ構成員の特定施設建築物敷地共有持分割合及び敷地譲渡金額の負担割合、グループ構成員の特定施設建築物建築工事の出資割合は、未公開の内部管理上の情報であるため、公にすることによって応募者の事業活動上の地位が損なわれるため また、販売経費率は、特定建築者（応募者）の保有する販売上の情報であり、ノウハウを公にすることにより、今後の工事発注や分譲における支障となり、特定建築者（応募者）の事業活動上の地位が損なわれるため  (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課
15	R1.8.1	R1.8.9	武蔵村山市〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書に関する協定図、現況図現況写真、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	3	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
16	R1.8.9	R1.8.15	次の公文書。ただし、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する非開示情報を除く。 ① 昭和41年2月16日第145回東京都市計画地方審議会速記録 ② 昭和41年4月22日第146回東京都市計画地方審議会議事録 ③ 昭和41年5月4日第147回東京都市計画地方審議会議事録 ④ 昭和41年5月18日第148回東京都市計画地方審議会議事録 ⑤ 昭和41年8月10日第150回東京都市計画地方審議会議事録	※	1														—	都市整備局都市づくり政策部都市計画課
17	R1.8.13	R1.8.15	東京都市計画河川古川計画図の計画区域線の開示（住所：東京都港区〇〇）	1	1														—	都市整備局都市基盤部調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
18	R1. 8. 8	R1. 8. 15	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和元年7月1日から7月31日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	6	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
19	R1. 6. 18	R1. 8. 16	次の公文書（東京都及び各局ホームページ上で公開されている文書を除く。） ・築地再開発の検討に係る業務委託報告書（平成30年3月） ・東京魚市場卸協同組合への説明・意見交換の状況 ・民間事業者ヒアリングの実施日時及び議事概要	※	1														—	都市づくり政策部土地利用計画課
20	R1. 6. 18	R1. 8. 16	次の公文書（東京都及び各局ホームページ上で公開されている文書を除く。） ・築地再開発の検討に係る業務委託（その3）報告書（平成31年3月）	※	1									1	1				（7条5号）建築施設（想定建築施設を含む。）に関する情報のうち、指定容積率以外の容積率、床面積、建築面積、建物高さ、建物用途、階数、規模、建物配置、これらを説明するためのイメージ図・写真等に関する情報は、築地再開発に係るまちづくりの具体化を図る上での検討途上の資料である。 これらの資料は、都の機関の内部における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため （7条6号）また、上記の資料が公になることにより、まちづくりの計画が当該資料の内容で確定したかのように誤認され都民に混乱を生じさせるなどした結果、事業者募集後の企画提案が画一的なものとなり、事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号）対象地周辺の不動産市況に関する情報は、将来的な事業収支の試算等に際しての根拠等資料とするものである。当該根拠等資料が公になることにより、根拠等資料中の坪単価等の価格が、今後都が行う事業収支の試算結果そのものであるなどと誤認され、都民に混乱を生じさせるなどした結果、事業収支の試算及び試算結果を踏まえた事業者の募集その他の事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 また、不動産市況に関する情報は、ヒアリング対象の事業者が独自のノウハウにより収集・分析したものであり、通常公にされるものではない。このような情報が公にされることにより、当該事業者が不動産市況に関する情報を都に対して提供することをちゅうちょし、都が本件事業の検討に際し正確な情報を把握することができなくなるなど、事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	都市づくり政策部土地利用計画課









月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
22	R1. 6. 18	R1. 8. 16	<p>(1) 築地再開発の検討に係る業務委託(その3) 報告書(平成31年3月)</p> <p>(2) 築地再開発の検討に係る業務委託(その4) 報告書(平成31年3月)</p> <p>(3) 会議等議事要旨記録票(平成30年10月30日) まちづくり方針において今年度示す事項 段階的な整備</p> <p>(4) 会議等議事要旨記録票(平成30年12月21日) 築地まちづくり方針の検討状況について 築地まちづくり方針(案)のポイント (別紙1) 土地利用・導入機能イメージ (別紙2) 概略比較 (別紙3) 機能・活動イメージ例 (別紙4) 段階的開発の進め方</p> <p>(5) 会議等議事要旨記録票(平成30年12月21日) 築地まちづくり方針の検討状況について 築地まちづくり方針(案)のポイント (別紙1) 土地利用・導入機能イメージ (別紙2) 概略比較 (別紙3) 機能・活動イメージ例 (別紙4) 段階的開発の進め方</p> <p>(6) 会議等議事要旨記録票(平成30年12月25日) 築地まちづくり方針の検討状況について 築地まちづくり方針(案)のポイント (別紙1) 土地利用・導入機能イメージ (別紙2) 概略比較 (別紙3) 機能・活動イメージ例 (別紙4) 段階的開発の進め方</p>	※			1											<p>(7条2号) 住所、氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>(7条3号) 法人等のメールアドレス等は、法人等に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条5号) 建築施設(想定建築施設を含む。)に関する情報のうち、指定容積率以外の容積率、床面積、建築面積、建物高さ、建物用途、階数、規模、建物配置、これらを説明するためのイメージ図・写真等に関する情報は、築地再開発に係るまちづくりの具体化を図る上での検討途上の資料である。</p> <p>これらの資料は、都の機関の内部における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条6号) また、上記の資料が公になることにより、まちづくりの計画が当該資料の内容で確定したかのように誤認され都民に混乱を生じさせるなどした結果、事業者募集後の企画提案が画一的なものとなり、事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 予定価格に関する情報を公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼし、都の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため</p>	都市づくり政策部土地利用計画課





月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
23	R1. 7. 10	R1. 8. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立霞ヶ丘競技場建替え、〇〇建替えについて(平成24年1月10日)</li> <li>神宮外苑再整備の想定スケジュール(平成24年4月27日)</li> <li>神宮外苑の再整備(案)(平成24年5月15日)</li> <li>地区計画等の区域設定について(案)(平成24年9月28日)</li> <li>神宮外苑地区における今後の土地利用転換について(案)(平成26年3月31日)</li> <li>都が考える神宮外苑のまちづくり(案)(平成26年6月12日)</li> </ul>	17		1												<p>(7条3号) 〇〇建替え検討に係る自己負担費用の試算値、〇〇建替え検討に係る移転容積コスト、自己使用分建設費用、〇〇からの前払い賃借料収入、総費用、手持資金(内訳含む。)、借入金の想定値・条件・返済方法等は、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条5号) 国立霞ヶ丘競技場建替え検討案(C案)等は、都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が妨げられるおそれがあるため。また、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 国立霞ヶ丘競技場建替え検討案(C案)等は、関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
24	R1. 8. 5	R1. 8. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 分納計画書</li> <li>(2) (1) に付随して各契約者から提出された分納に関する疎明資料</li> <li>(3) 決算報告書</li> <li>(4) 貸借対照表</li> <li>(5) 損益計算書</li> <li>(6) 製造原価報告書</li> <li>(7) 株主資本等変動計算書</li> <li>(8) 個別注記表</li> <li>(9) 財産目録</li> <li>(10) 預貯金等の内訳書</li> <li>(11) 売掛金(未収入金)の内訳書</li> <li>(12) 買掛金(未払金・未払費用)の内訳書</li> <li>(13) 借入金及び支払利子の内訳書</li> <li>(14) 売上高等の事業所別の内訳書</li> <li>(15) 役員報酬手当等及び人件費の内訳書</li> <li>(16) 地代家賃等の内訳書</li> <li>(17) 雑益・雑損失等の内訳書</li> <li>(18) 税務代理権限証書</li> <li>(19) 勘定科目内訳書</li> </ul>	80		1											<p>(7条3号) 氏名、住所、契約者名、街区・部屋番号、未納金額合計及び内訳(元金・利子)、納入金額合計及び納入予定額、個人及び法人の財務状況や事業運営等がわかる記述は、当該法人等の財務状況や属性を示す情報であるとともに、法人の内部管理に属する情報であり、これを公にすることにより、取引等の支障となり当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条4号) 債務者署名、債務者印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼす恐れがあるため</p>	第二市街地整備事務所管理課		
25	R1. 8. 7	R1. 8. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類</li> <li>・決算変更届出書各一式(第44・45・46期)</li> </ul>	※		1											<p>(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため</p>	都市整備局市街地建築部建設業課		
26	R1. 8. 9	R1. 8. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類</li> <li>・建設業許可申請書一式(平成30年2月27日許可)</li> <li>・決算変更届出書一式(第21期)</li> </ul>	58		1											<p>(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため</p>	都市整備局市街地建築部建設業課		
27	R1. 8. 9	R1. 8. 19	建設業許可業者名簿(東京都知事許可 令和元年7月分)	※		1											—	都市整備局市街地建築部建設業課		
28	R1. 8. 13	R1. 8. 19	東京都狛江市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書、協定図及び協定承諾書(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2		1											—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課		

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
29	R1.8.8	R1.8.22	羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会(第20回)に係る次の書類 (1) 次第 (2) 関係区市の意見概要への回答 (3) 具体化協議会で国に伝える都の意見骨子(案) (4) 関係区市の議事内容に関する確認表	※	1														—	都市整備局都市基盤部交通企画課
30	R1.8.13	R1.8.22	都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業に伴う権利変換計画の変更申請書(軽微な変更について(届出)を含む。)のうち、直近5件 但し、変更理由を、資材及び人件費単価の高騰により施設建築物の建物価額(建築費)の増額に伴う権利床の価額(施設建築敷地に関する権利の価額の概算額/施設建築物に関する権利の価額の概算額)、若しくは清算金の変更が行われたものであり、同一事業において複数回の変更が存在する場合には、当該複数分を纏めて1件とする なお、対象の範囲は、都市再開発法第49条所定の「承認」が完了しているもの					1											都市再開発法施行規則第26条の規定により、権利変換計画の変更の認可を申請しようとする施行者は、権利変換計画のうち変更に係る事項を都知事まで提出しなければならない。 また、都市再開発法第72条第4項及び政令の規定並びに任意の報告書提出により、軽微な変更の場合であっても、施行者から変更内容についての報告を受けている。 今回の申請において、資材及び人件費単価の高騰を理由とする権利変換計画の変更申請書を確認したが、該当文書は提出されていない。 従って、当該開示請求に関する公文書は、実施機関では取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
31	R1.8.20	R1.8.22	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年7月30日から令和元年8月19日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
32	R1.8.22	R1.8.23	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第67期)	17	1							1							(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
33	R1.8.22	R1.8.23	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成26年10月8日許可)	37	1							1							(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
34	R1.8.22	R1.8.23	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第10条第1項の規定による届出等における台帳(令和元年7月18日から令和元年8月21日受付分)(東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。)	3	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
35	R1.8.22	R1.8.28	東京都市計画河川呑川計画図の計画区域線の開示(住所:東京都大田区〇〇)	1	1														—	都市整備局都市基盤部調整課
36	R1.8.27	R1.8.29	東京都市計画河川神田川計画図の計画区域線の開示(住所:中野区〇〇)	1	1														—	都市整備局都市基盤部調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
37	R1. 7. 26	R1. 8. 30	晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業(5-4街区・5-5街区・5-6街区)の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書	※		1													(7条3号) 販売経費率は、特定建築者(応募者)の保有する販売上の情報であり、ノウハウを公にすることにより、今後の工事発注や分譲における支障となり、特定建築者(応募者)の事業活動上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課
38	R1. 7. 26	R1. 8. 30	(1) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-3街区) (2) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-4街区) (3) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-5街区) (4) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-6街区) (5) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-7街区) (6) 敷地の譲受希望価額及び資金計画書 (7) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業(5-4街区・5-5街区・5-6街区)の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書 (8) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業(5-4街区・5-5街区・5-6街区)の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書の締結について(協議)(31都市整再第107号)	※		1													(7条3号) 敷地の譲受希望価額・㎡単価(5-4街区を除く。)、一般分譲収入(5-4街区、5-5街区板状棟、5-6街区板状棟を除く。)、賃貸住宅等売却収入、店舗部分売却収入(5-4街区を除く。)、環境対策補助金(資金計画見込額)(5-4・5-5・5-6街区、5-4街区、5-5街区板状棟、5-5街区超高層棟、5-6街区板状棟、5-6街区超高層棟を除く。)、用地費(敷地譲受価格)(5-4街区を除く。)、建築工事費(5-4街区を除く。)、設計・工事監理費(5-4街区を除く。)、環境性能・エネルギー関係費、付帯建築工事費、追加工事費、販売経費、公租公課、支払金利、事業経費、収入合計(5-4街区を除く。)、支出合計(5-4街区を除く。)、販売経費率は、特定建築者(応募者)の保有する販売上の情報であり、ノウハウを公にすることにより、今後の工事発注や分譲における支障となり、特定建築者(応募者)の事業活動上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。